

## 第 8 6 号議案

芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例及び芦屋市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例及び芦屋市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

園児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育てを支援することを目的として、預かり保育を実施するとともに、預かり保育に係る保育料を徴収するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例及び芦屋市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

(芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（預かり保育）

第2条の2 園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、教育課程に係る教育時間後等に預かり保育を実施する。

第3条（見出しを含む。）中「保育料及び入園料」を「保育料、預かり保育料及び入園料」に改める。

(芦屋市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正)

第2条 芦屋市立幼稚園保育料等徴収条例（平成19年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保育料及び入園料」を「保育料、預かり保育料及び入園料」に改める。

第3条の見出しを「(保育料の徴収及び減免)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保育料を免除又は減額することができる。

- (1) 休園の許可を得た期間が全月にわたるとき。
- (2) 経済的事情その他特別の理由により教育上特に必要があると認めるとき。

第3条の次に次の1条を加える。

(預かり保育料の徴収及び減免)

第3条の2 預かり保育料は、別表に掲げる預かり保育料を月毎に一括し、教育委員会が指定した日までに徴収するものとする。

2 市長は、経済的事情その他特別の理由により教育上特に必要があると認めるときは、預かり保育料を免除又は減額することができる。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分		金額（1人につき）
保育料		年額 114,000円
預かり保育料	春季、夏季及び冬季の休業日	日額 800円
	上記以外の日	日額 400円
入園料		10,000円

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例及び芦屋市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

園児の心身の健全な発達を図り，保護者の子育てを支援することを目的として，預かり保育を実施するとともに，預かり保育に係る保育料を徴収するため，この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 教育課程に係る教育時間後等に預かり保育を実施する。（第2条の2）

イ 預かり保育料は，別に条例で定める。（第3条）

##### (2) 芦屋市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正（第2条関係）

ア 預かり保育料の額を次のとおり定める。（別表）

区 分		金額（1人につき）
預かり保育料	春季，夏季及び冬季の休業日	日額 800円
	上記以外の日	日額 400円

イ 預かり保育料は月毎に一括して，教育委員会が指定した日までに徴収し，経済的事情その他特別の理由により教育上特に必要があると認めるときは，免除又は減額することができる。（第3条の2）

##### (3) その他関係条文の整理

#### 3 施行期日

平成23年4月1日